

平成 27 年 3 月

お客様各位

【お願い】

**平成 27 年 4 月 1 日**より、長崎市内の確認申請をされる際には

申請書に **指定道路図**、**用途地域図** の添付をお願いします。

#### 指定道路図

- 前面道路が建築基準法第 42 条第 1 項第 1 号及び第 2 号道路の場合
- 長崎市指定道路情報案内システム（長崎市建築指導課窓口に設置）により印刷した道路種別を示した地図

#### 用途地域図

- 長崎市指定道路情報案内システム（長崎市建築指導課窓口に設置）により印刷したもの

#### ◇ 業務を行う建築物が接する道路の取扱い ◇

- 法 42 条 1 項 1 号道路・・・4 月 1 日より上記の指定道路図により確認
- 法 42 条 1 項 2 号道路・・・4 月 1 日より上記の指定道路図により確認
- 法 42 条 1 項 3 号道路・・・業務対象外
- 法 42 条 1 項 4 号道路・・・従来どおり配置図に市建築指導課の照合印により確認
- 法 42 条 1 項 5 号道路・・・従来どおり配置図に市建築指導課の照合印により確認
- 法 42 条 2 項、3 項道路、法 43 条ただし書き道は業務対象外

指定確認検査機関

一般財団法人長崎県住宅・建築総合センター